

## 板橋区住宅対策推進本部設置要綱

平成4年3月18日

区長決定

### (設置)

第1条 板橋区の住宅対策を効果的に進めていくために、板橋区住宅対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について調査検討し、審議する。

(1) 板橋区における住宅対策の総合的な調整、実施に関すること。

(2) その他区長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長

副本部長

本部員

2 本部長は、区長とする。

3 副本部長は、副区長をもって充てる。

4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (招集)

第4条 本部長は、必要に応じて本部員を招集し、会務を総理する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

### (幹事会の設置)

第6条 会議の円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。

(1) 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(2) 幹事会長（以下「会長」という。）は、都市整備部長とする。

(3) 幹事会副会長（以下「副会長」という。）は、都市整備部住宅政策課長とする。

(4) 会長は、幹事会の会務を総理する。

(5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(6) 幹事会は、住宅対策推進本部会議に付議する事案について調査及び検討する。

(7) 幹事会の庶務は、都市整備部住宅政策課が処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱（一部改正）は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱（一部改正）は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱（一部改正）は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱（一部改正）は、平成27年7月1日から施行する。
- 6 この要綱（一部改正）は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱（一部改正）は、令和4年4月1日から施行する。
- 8 この要綱（一部改正）は、令和5年5月1日から施行する。

別表1

板橋区住宅対策推進本部構成員	
本部員	
	政策経営部長
	総務部長
	危機管理部長
	区民文化部長
	産業経済部長
	健康生きがい部長
	福祉部長
	子ども家庭部長
	資源環境部長
	都市整備部長
	まちづくり推進室長
	土木部長

別 表2

幹事会構成員	
会長	都 市 整 備 部 長
副会長	都 市 整 備 部 住 宅 政 策 課 長
会員	政 策 経 営 部 政 策 企 画 課 長 総 務 部 総 務 課 長 危 機 管 理 部 防 災 危 機 管 理 課 長 区 民 文 化 部 地 域 振 興 課 長 産 業 経 済 部 産 業 振 興 課 長 健 康 生 活 が い 部 長 寿 社 会 推 進 課 長 健 康 生 活 が い 部 お と し よ り 保 健 福 祉 セン タ 一 長 福 祉 部 生 活 支 援 課 長 子 ど も 家 庭 部 子 ど も 政 策 課 長 資 源 環 境 部 環 境 政 策 課 長 都 市 整 備 部 都 市 計 画 課 長 都 市 整 備 部 建 築 指 導 課 長 都 市 整 備 部 建 築 安 全 課 長 ま ち づ く り 推 進 室 ま ち づ く り 調 整 課 長 土 木 部 み ど り と 公 園 課 長